

資 料 提 供
 令和3年5月31日
 担 当：広島県対策本部
 担当者：新型コロナウイルス
 感染症対策担当 渡部
 直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月30日(日)に、新型コロナウイルス感染症の患者が12例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内10636～10647例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【 発 生 数 】 4市2町で、10歳未満～80代 計12人
- 【 症 状 等 の 度 合 】 中等症1(80代1人)，軽症7，症状なし4
- 【 入 院 等 の 状 況 】 入院中1，宿泊療養中2，調整中9
- 【 他 事 例 と の 関 連 】 濃厚接触者7，接触あり2，調査中3
- 【 県 外 往 来 等 ※ 】 あり2

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
 ・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市				1	1						2
東広島市		1							1		2
安芸太田町									1		1
海田町			1								1
庄原市	1		1				1	2			5
三次市				1							1
合計	1	1	2	2	1		1	2	2		12

【県民，事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者（勤務形態によっては執務室内の定員）を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。